（第110回定時株主総会招集ご通知添付書類）

第110期報告書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

事業報告
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本
会計監査人の監査報告書謄本
監査役会の監査報告書謄本

合同製鐵株式会社

「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.godo-steel.co.jp/）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、政府の経済財政政策の推進などにより、雇用や所得環境の改善が進み、上半期は緩やかながら回復基調を辿りましたが、年度後半には中国をはじめとする新興国の経済減速による輸出の伸び悩みや個人消費及び民間設備投資の回復に遅れがみられるなど、国内企業の収益回復は足踏み状態となっております。

普通鋼電炉業界におきましては、国内の建設関連需要は消費税増税後の反動や人手不足、資材の高騰などによる建設計画の遅れにより減少しました。また、コスト面では、年度後半には鉄スクラップ価格が下落局面を迎えたものの、電力をはじめとするエネルギーコストの高止まりなどによるコスト負担増が続きました。

このような経営環境のなか、当社グループにおきましては、昨年７月に北陸地区の三星金属工業㈱を完全子会社化し、更には、本年３月末に九州地区に異形棒鋼の安定した基盤をもつ㈱トーカイを完全子会社化するなど、全国に５つの製造拠点をもつ事業所体制を構築し、更なる事業の成長と連結経営基盤の強化・拡充を図りつつ、当社グループの製造・販売・購買が一体となって販売、購買環境や生産条件などの変化を迅速に捉えながら、需要見合いの生産に徹することで再生産可能な販売価格の実現に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績につきましては、当社の販売単価が前期比トン当たり７千２百円下落し、鋼材販売数量が前期比12万１千トン減の123万２千トンとなったことに加え、鋼片出荷数量が減少したことから、連結売上高は、1,000億２千４百万円と前期比255億７千万円の減収となりました。一方で、鉄スクラップ価格が下落したことやコスト削減努力の継続により、連結営業利益は、前期比８億５千２百万円増益の43億４千９百万円、連結経常利益は、前期比９億４千４百万円増益の53億３千９百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比27億７千２百万円増益の56億８千１百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、新興国を中心とした経済減速などによる需給バランスの悪化や円高の進行など、輸出環境の改善には至っておらず、雇用や所得環境の改善が進んでいるものの、個人消費は盛り上がりを欠く状況下、企業の収益環境は下振れ要素が懸念される状況となっております。

普通鋼電炉業界におきましては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた関連施設および周辺交通インフラ整備などの本格化などにより、年度後半には国内の建設関連需要は持ち直すものと思われますが、引き続き、電力料金の高止まりや再生可能エネルギー買取制度に伴う賦課金負担増などが収益確保の足かせとなっていることに加え、鉄スクラップの価格動向も先行き不透明となっており、経営環境は引き続き厳しい状況が続くと思われます。

このような経営環境の下、当社グループにおきましては、新たにグループに加えた㈱トーカイを含め、全国の複数拠点での事業体制を活用し、製造面では操業技術やノウハウの相互共有を積極的に図ることで製造のバラツキ要因の徹底究明による安定操業技術の向上・定着など、製造実力の一層の向上を図ってまいります。また、販売・購買面でもグループ一体経営のメリットを収益力の強化につなげるように取り組んでまいります。

さらに、利益成長を目指すための必須条件である人材育成もグループ全体で取り組むとともに、企業存続を脅かすコンプライアンス問題への対応力強化を一層図ってまいります。また、昨年５月の改正会社法施行および６月からの東京証券取引所におけるコーポレートガバナンス・コードの適用など、上場会社の企業統治体制に対する社会的な要請の厳格化を踏まえた企業統治体制の抜本的改革と経営の透明性・効率性の向上を目指し、少数での取締役会構成に加え、独立社外取締役の複数選任や監査(役)体制の強化など、グループ全体としての企業価値の向上や電気炉メーカーとして連結経営基盤の強化・拡充を志向し、以って株主の皆様への還元拡充に努めてまいりたいと存じます。

株主の皆様におかれましては、何とぞ引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、省電力・省エネルギー対策をはじめ合理化・品質対策等を目的として、総額2,636百万円の設備投資を実施いたしました。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資あるいは社債発行による資金調達は行っておらず、特記すべき事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分＼期・年度	第 107 期 平成24年度	第 108 期 平成25年度	第 109 期 平成26年度	第110期(当期) 平成27年度
売上高（百万円）	123,254	130,997	125,595	100,024
経常利益（百万円）	1,357	△1,825	4,395	5,339
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	△15,695	△2,528	2,908	5,681
１株当たり当期純利益（円）	△97.11	△15.67	18.11	36.34
総資産（百万円）	158,085	154,120	159,215	153,988

(注) ① △印は損失を示しております。
② 第110期（当期）の状況につきましては、前記(1)「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権所有割合	主要な事業内容
	百万円	%	
三星金属工業株式会社	2,247	100.0	鉄筋用棒鋼の製造販売
株式会社ワイヤーテクノ	499	70.0 (6.6)	線材加工製品の製造販売
株式会社トーカイ	450	100.0	鉄筋用棒鋼の製造販売
合鐵産業株式会社	296	100.0	鋼材・機械・製鋼原料の販売、タイロッド等加工品の製造販売
ジーエス興産株式会社	90	100.0	不動産の管理・賃貸他
株式会社合同セラミックス	45	65.3	耐火煉瓦、耐火材料、その他窯業製品の製造販売
日本選鋼株式会社	20	100.0	産廃処理、バラスの製造販売
船橋機工株式会社	17	100.0	船橋製造所構内の出荷受渡・運搬
合鐵大阪物流株式会社	15	100.0	貨物自動車運送

(注) 1．株式会社ワイヤーテクノは、議決権所有割合に子会社所有の議決権を含み、その比率を（ ）に示しております。
2．三星金属工業株式会社は、平成27年7月17日に当社以外の全ての株主から自己株式を取得し、当社の完全子会社となりました。
3．株式会社トーカイは、当社が平成28年3月31日に同社の100％の株式を取得し完全子会社となりました。

(7) 主要な事業内容

事業の種類	事　業　内　容
鉄鋼事業	・各種大形・中形形鋼、軌条、構造用棒鋼、鉄筋用棒鋼、線材の製造及び販売 ・棒鋼加工製品、線材加工製品等の製造及び販売 ・機械、製鋼原料等の販売
その他の事業	不動産の管理・賃貸他

(8) 主要な営業所及び工場

事業の種類	会社名等	名称	所在地
鉄鋼事業	当社	本社	大阪市北区
		東京営業所	東京都千代田区
		大阪製造所	大阪市西淀川区
		姫路製造所	兵庫県姫路市
		船橋製造所	千葉県船橋市
	三星金属工業株式会社	本社・工場	新潟県燕市
	株式会社ワイヤーテクノ	本社・大阪工場	大阪市鶴見区
		大阪工場第二製造部	大阪市西淀川区
		加賀工場	石川県加賀市
	株式会社トーカイ	本社・工場	福岡県北九州市
	合鐵産業株式会社	本社	大阪市北区
		東京支社	東京都千代田区
		福岡支店	福岡県福岡市
		大阪支社・工場	大阪市西淀川区
		姫路工場	兵庫県姫路市
	株式会社合同セラミックス	本社・工場	岡山県備前市
	日本選鋼株式会社	本社・工場	兵庫県姫路市
	船橋機工株式会社	本社	千葉県船橋市
	合鐵大阪物流株式会社	本社	大阪市西淀川区
その他の事業	ジーエス興産株式会社	本社	大阪市西淀川区

(9) 従業員の状況

1. 企業集団の従業員の状況

人数	前期末比増減
1,412名	133名増

(注)①従業員数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からグループへの出向者を含めて記載しております。
②従業員数が当期に133名増加した主な理由は、平成28年３月31日に完全子会社となりました株式会社トーカイを含めたことによるものであります。

2. 当社の従業員の状況

人　数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
724名	1名減	37.7歳	16.1年

(注) ① 従業員数には、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含めて記載しております。
② 平均年齢及び平均勤続年数は、出向者を含まず計算しております。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	12,836
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,800

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 394,000,000株
(2) 発行済株式の総数 171,452,113株（自己株式15,100,035株を含む）
(3) 株主数 11,077名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
新日鐵住金株式会社	25,669	16.4
三井物産株式会社	7,308	4.7
株式会社メタルワン	6,779	4.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,163	3.9
共英製鋼株式会社	5,144	3.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	4,662	3.0
合鐵取引先持株会	4,631	3.0
シービーエヌワイデイエフエイインターナショナルスモールキャップバリューポートフォリオ	4,360	2.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,146	2.7
株式会社みずほ銀行	3,279	2.1

(注) ① 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
② 当社は、自己株式15,100千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
③ 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他の株式に関する重要な事項

当社は、機動的な資本政策等の遂行に資するため、平成28年４月28日開催の取締役会の決議に基づき、平成28年５月13日から12月30日の間、市場買付により、10百万株(取得価額2,500百万円)を上限に自己株式の取得を行うこととしております。

また、当社は、平成28年５月27日開催の取締役会において、単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）に係る定款の一部変更について決議するとともに、同年６月28日開催予定の定時株主総会に、株式の併合に関する議案（10株を１株に併合し、発行可能株式総数を３億９千４百万株から３千９百40万株に変更）を付議することを決議いたしました。この定款の一部変更並びに株式の併合及び発行可能株式総数の変更は、当該定時株主総会において株式の併合に関する議案が可決されることを条件に、平成28年10月１日をもって効力が発生することとしております。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	明　賀　孝　仁	
専務取締役 執行役員	礒　上　勝　行	技術・製造に関する事項管掌 棒鋼事業担当 船橋製造所長 三星金属工業株式会社 代表取締役社長
専務取締役 執行役員	足　立　　仁	総務、経理、購買に関する事項管掌 経営企画部長 株式会社トーカイ 代表取締役社長
常務取締役 執行役員	齋　藤　　隆	営業に関する事項管掌 構造用鋼販売部長
取締役	四　宮　章　夫	弁護士（コスモス法律事務所 所長） ヘリオステクノホールディングス株式会社 社外監査役
取締役	※阪　田　貞　一	橋本総業株式会社 代表取締役副社長
常任監査役(常勤)	春　増　　守	
監査役(常勤)	※上　地　秀　典	
監査役(社外監査役)	宇佐見　達　郎	エムエム建材株式会社 取締役専務執行役員
監査役(社外監査役)	幸　野　誠　司	新日鐵住金株式会社 関係会社部部長 大阪製鐵株式会社 社外監査役 日鉄住金ＳＧワイヤ株式会社 社外監査役
監査役(社外監査役)	※森　脇　慶　司	日鉄住金物産株式会社 常務執行役員

(注) ① 取締役四宮章夫及び阪田貞一の両氏は、社外取締役であります。
なお、当社は、四宮章夫及び阪田貞一の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
② 監査役宇佐見達郎、幸野誠司及び森脇慶司の３氏は、社外監査役であります。
③ 上記※印の各氏は、平成27年６月26日開催の第109回定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしました。
④ 常務取締役肥後誠吉、取締役相談役栗川勝俊、取締役山根博史、上地秀典、山﨑晃生、矢野哲也、村木正典及び瀬戸口昭人の各氏は、平成27年６月26日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
⑤ 監査役上地秀典氏は、金融機関における長年の経験及び当社の経理部門での経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
⑥ 取締役阪田貞一氏が兼職している橋本総業株式会社は、平成28年４月１日付で橋本総業ホールディングス株式会社に名称変更しております。
⑦ 監査役宇佐見達郎氏が兼職しているエムエム建材株式会社は、平成27年11月１日付で三井物産メタルワン建材株式会社から名称変更しております。
⑧ 監査役幸野誠司氏が兼職している日鉄住金ＳＧワイヤ株式会社は、平成27年10月１日付で鈴木金属工業株式会社から名称変更しております。また、同氏は平成28年３月31日をもって同社社外監査役を退任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	人　数	支給額
	名	百万円
取　締　役	14	232
監　査　役	4	49
合　計	18	282
（うち社外役員）	(4)	(11)

（注）① 上記には、平成27年６月26日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって退任した７名を含んでおります。
② 上地秀典氏は、平成27年６月26日開催の第109回定時株主総会において取締役を退任した後、監査役に就任したため、人数及び支給額については、取締役期間は取締役に、監査役期間は監査役にそれぞれ含めて記載しております。
③ 役員報酬を支給していない社外監査役１名は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

1. 重要な兼職先と当社との関係

① 社外取締役四宮章夫氏は、コスモス法律事務所の所長であります。なお、同所と当社との間には、記載すべき事項はありません。また、同氏は、ヘリオステクノホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、同社と当社との間には、記載すべき事項はありません。
② 社外取締役阪田貞一氏は、橋本総業株式会社の代表取締役副社長であります。なお、同社と当社との間には、記載すべき事項はありません。
③ 社外監査役宇佐見達郎氏は、エムエム建材株式会社の取締役専務執行役員であり、同社は当社の特定関係事業者（主要な取引先）であります。
④ 社外監査役幸野誠司氏は、新日鐵住金株式会社の関係会社部部長であり、同社は当社のその他の関係会社であります。なお、同社と当社との間に鋼片の取引関係があります。
また、同氏は、大阪製鐵株式会社・日鉄住金ＳＧワイヤ株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、大阪製鐵株式会社は当社との間に鋼材の取引関係があります。また、日鉄住金ＳＧワイヤ株式会社と当社との間には、記載すべき事項はありません。
⑤ 社外監査役森脇慶司氏は、日鉄住金物産株式会社の常務執行役員であり、同社は当社の特定関係事業者（主要な取引先）であります。

2. 事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取　締　役	四　宮　章　夫	当期開催の取締役会13回中12回に出席し、適宜質問し意見を述べております。
取　締　役	阪　田　貞　一	当期開催の取締役会13回のうち、社外取締役就任後の取締役会10回全てに出席し、適宜質問し意見を述べております。
監　査　役	宇佐見　達　郎	当期開催の取締役会13回全てに出席し、また、当期開催の監査役会6回全てに出席し、適宜質問し意見を述べております。
監　査　役	幸　野　誠　司	当期開催の取締役会13回中12回に出席し、また、当期開催の監査役会6回全てに出席し、適宜質問し意見を述べております。
監　査　役	森　脇　慶　司	当期開催の取締役会13回のうち、社外監査役就任後の取締役会10回全てに出席し、また、当期開催の監査役会6回のうち、社外監査役就任後の監査役会4回全てに出席し、適宜質問し意見を述べております。

4．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1.	公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	42百万円
2.	公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1百万円
3.	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	44百万円

（注）①当社と新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に関する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分不能であるため、上記1．の金額については、これらの金額をそのまま記載しております。

②監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」をふまえ、監査計画の内容、職務遂行状況の相当性、報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社及び当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「内部統制に関するアドバイザリー業務」等を委託し、その対価を払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、当社の「会計監査人の評価及び選任に関する基準」に従って、会計監査人の職務遂行状況を評価し、監査の適正性及び信頼性を確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 会計監査人が過去２年間に業務の停止を受けた者である場合における当該処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

1. 処分対象者
   新日本有限責任監査法人
2. 処分の内容
   ①契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月
   （平成28年1月1日から同年3月31日まで）
   ②業務改善命令（業務管理体制の改善）
   ③課徴金納付命令に係る審判手続開始決定（約21億円）
3. 処分の理由
   他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。また、監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

５．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会、監査役会及び会計監査人によって構成される経営管理体制とする。

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について、取締役から報告を受け、または決定を行う。

取締役は、他の取締役の職務執行の法令及び定款への適合性に関し、相互に監視する。

取締役の職務執行状況は、監査役監査要綱その他の規程に基づき、各監査役の監査を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務執行上の各種情報について、情報セキュリティ基本規程、文書管理規程その他の規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行うとともに、取締役会議事録をはじめとする各種文書について、適切に作成・保管する。

また、財務情報、重要な経営情報について、法令等に定めるもののほか、ＩＲ活動やウェブサイト等を通じ、適時・的確な開示に努める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令遵守、安全衛生、環境・防災等経営上、業務遂行上のあらゆるリスクについて、関連する業務規程に従い、それぞれのリスク特性に応じたリスクマネジメント活動を行う。各取締役、各執行役員、各部門長及び各グループ会社社長は、経営に重要な影響を与えるリスクの抽出・評価に基づき、規程・マニュアル類の整備、教育・啓蒙及びモニタリング等を行うとともに、その継続的な改善に努める。

グループリスクマネジメント委員会において、各部門におけるリスクマネジメント活動の総括を行うとともに、当社グループにおける横断的なリスクについて、未然防止のための教育・啓蒙活動、課題の設定、状況把握、評価等を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業戦略や設備投資等の重要な個別執行事項については、経営会議の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。また、経営会議、取締役会に先立つ審議機関として、目的別に設備予算委員会等の全社委員会等を設置・運営する。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役をはじめとする各取締役、執行役員、各部門長等が遂行する。各取締役、各執行役員の業務分担は、取締役会規程に基づき取締役会が決定し、執行役員規程・業務分掌規程・決裁規程においてそれぞれの責任・権限を明確化するとともに、必要な業務手続を定める。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「合同製鐵グループ企業行動指針」に基づき、全ての取締役、執行役員、使用人が経営の理念や方針を共有するとともに、業務運営における判断の基準とする。経営トップ及び各部門長は、業務運営方針等を必要の都度タイムリーに発信する。

各部門長は、自部門における法令・規程遵守状況のモニタリング等、業務上の法令違反行為の未然防止に努めるとともに、法令違反の恐れのある行為・事実を認知した場合、コンプライアンスの総括部門である総務部へすみやかに報告する。総務部は各機能部門と連携し迅速に対応を行う。

内部監査を担当する部署として監査部を設置し、内部監査規程に基づき監査を実施し、規則違反や不正行為の発生防止、早期発見・是正を図る。

使用人は、法令及び社内規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。違法行為等を行った使用人については、就業規則に基づき懲戒処分を行う。

(6) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び各グループ会社は、「合同製鐵グループ企業行動指針」に基づき、当社と各グループ会社との間で事業戦略を共有化し、グループ一体となった経営を行うものとし、当社各取締役、各執行役員、各部門長および各グループ会社社長は、業務運営方針等を使用人に対し周知・徹底する。

グループ会社の管理に関しては、グループ会社の自主性を尊重しつつ、営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的に報告を受け、経営状態を把握するとともに、重要案件については事前協議を行ない、必要に応じ指導・助言を行う。

当社及びグループ会社の内部統制システムについては、各部門長および各グループ会社社長の責任に基づく自律的な構築・運用を基本とする。また、当社グループ全体での横断的内部統制強化の観点から、各機能部門によるリスクマネジメント活動および総務部門を中心とする内部統制企画の強化を図るとともに監査部によるグループ会社を含めた内部監査を実施する。また、主要グループ会社にリスクマネジメント責任者を置き、当社と各グループ会社との間で内部統制・リスクマネジメントに関する情報の共有化や施策の充実を図る。

コンプライアンスや倫理上の問題について、グループ全体の相談窓口として「合同製鐵グループコンプライアンスホットライン」を設置、運営する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査部門所属の使用人に対しその補助者として監査業務に必要な事項を指揮命令できることとする。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の任命・異動等については、監査役と事前協議の上、同意を得ることとし、取締役からの独立性の確保ができる体制とする。

(9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社および各グループ会社の取締役、執行役員、使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うとともに、法令等の違反行為等、当社または各グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに監査役または監査役会に対して報告を行う。

監査役へ報告を行った当社および各グループ会社の取締役、執行役員、使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、経営会議等の社内会議に出席し、経営上の重要情報について報告を受けるとともに、決裁書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。

取締役は、監査役の出席する取締役会、経営会議等において、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について情報を共有するとともに、必要に応じて監査役より報告を受ける。

総務部は、監査役との間で定期的または必要の都度、経営上の重要課題等に関する意見交換を行う等、相互に連携を図る。

監査役は、会計監査人及び監査部から監査結果について適宜報告を受けるとともに、それぞれと緊密な連携を図る。

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当社は当該請求に係る費用または債務を速やかに処理する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

当社および各グループ会社は、「合同製鐵グループ企業行動指針」において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として決別すること」を定め、反社会的勢力の排除に取り組む。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

当社及び各グループ会社は、「合同製鐵グループ企業行動指針」に基づき、事業戦略を共有化し、一体となった経営を行うものとし、内部統制システムについても、自律的な構築・運用を基本に横断的内部統制の強化に努めております。

主な会議の開催状況としては、取締役会は13回、監査役会は６回、グループリスクマネジメント委員会を２回開催し、取締役会には、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席いたしました。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき、規程や業務手続、リスク対応状況などについて、監査部と連携を図りながら社内各部署及び当社グループ会社の業務監査を行うとともに、当社取締役、監査部、会計監査人との間で意見交換等を行い、その結果について取締役へ報告を行っております。

６．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと考えており、業績に応じた利益配分を基本として、中間及び期末の剰余金の配当を実施する方針といたしております。

当面の間は、財務体質の改善、必要な再投資資金の確保等を勘案しつつ、業績連動利益配分の指標として、連結配当性向年間20～30%を目安といたします。

当期（平成28年３月期）の期末配当金につきましては、上記方針に基づき、１株につき５円とさせていただきます。なお、中間配当金として１株につき３円50銭を実施いたしておりますので、当期の年間の配当金は１株につき８円50銭となります。

（注）　本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示数値未満を切り捨てております。
比率その他の数値は、表示数値未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位　百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**56,348**	**流動負債**	**38,177**
現金及び預金	9,571	支払手形及び買掛金	11,689
受取手形及び売掛金	27,654	短期借入金	18,018
たな卸資産	17,759	リース債務	21
繰延税金資産	642	未払法人税等	420
その他	720	賞与引当金	1,422
固定資産	**97,639**	その他	6,604
有形固定資産	**77,642**	**固定負債**	**32,046**
建物及び構築物	11,319	長期借入金	18,087
機械装置及び運搬具	14,827	リース債務	46
工具、器具及び備品	184	繰延税金負債	1,558
土地	50,825	再評価に係る繰延税金負債	6,811
リース資産	64	役員退職慰労引当金	126
建設仮勘定	422	環境対策引当金	499
無形固定資産	**383**	退職給付に係る負債	4,410
投資その他の資産	**19,613**	その他	505
投資有価証券	16,566	**負債合計**	**70,224**
長期貸付金	94	（純資産の部）	
繰延税金資産	8	**株主資本**	**79,538**
退職給付に係る資産	2,473	資本金	34,896
その他	536	資本剰余金	13,005
貸倒引当金	△66	利益剰余金	34,599
		自己株式	△2,962
		その他の包括利益累計額	**3,676**
		その他有価証券評価差額金	132
		繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	3,729
		退職給付に係る調整累計額	△184
		非支配株主持分	**548**
		純資産合計	**83,763**
資産合計	**153,988**	**負債純資産合計**	**153,988**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位　百万円）

科目	金	額
売上高		**100,024**
売上原価		**85,939**
売上総利益		**14,084**
販売費及び一般管理費		**9,735**
営業利益		**4,349**
営業外収益		
受取利息及び配当金	424	
持分法による投資利益	637	
その他	356	1,418
営業外費用		
支払利息	285	
その他	142	427
経常利益		**5,339**
特別利益		
投資有価証券売却益	7	
負ののれん発生益	813	
段階取得に係る差益	54	875
特別損失		
固定資産除却損	70	
関係会社株式売却損	591	662
税金等調整前当期純利益		**5,552**
法人税、住民税及び事業税	683	
法人税等調整額	△896	△212
当期純利益		**5,765**
非支配株主に帰属する当期純利益		84
親会社株主に帰属する当期純利益		**5,681**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位　百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	34,896	9,885	30,430	△2,941	72,272
当期変動額					
剰余金の配当			△938		△938
親会社株主に帰属する当期純利益			5,681		5,681
自己株式の取得				△3	△3
連結子会社が保有する親会社株式持分の増加				△18	△18
連結子会社の自己株式の取得による持分の増減		3,119			3,119
持分法の適用範囲の変動			△574		△574
土地再評価差額金の取崩			0		0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	3,119	4,168	△21	7,266
当期末残高	34,896	13,005	34,599	△2,962	79,538

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,909	0	3,363	△82	5,191	7,339	84,802
当期変動額							
剰余金の配当							△938
親会社株主に帰属する当期純利益							5,681
自己株式の取得							△3
連結子会社が保有する親会社株式持分の増加							△18
連結子会社の自己株式の取得による持分の増減							3,119
持分法の適用範囲の変動							△574
土地再評価差額金の取崩							0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,776	△0	365	△102	△1,514	△6,791	△8,305
当期変動額合計	△1,776	△0	365	△102	△1,514	△6,791	△1,039
当期末残高	132	△0	3,729	△184	3,676	548	83,763

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（平成28年３月31日現在）

（単位　百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**41,529**	**流動負債**	**27,124**
現金及び預金	6,508	買掛金	5,355
売掛金	15,822	短期借入金	14,777
製品	4,063	リース債務	6
半製品	2,899	未払金	3,210
仕掛品	158	未払費用	14
原材料	1,681	未払法人税等	294
貯蔵品	3,812	預り金	1,922
前払費用	168	賞与引当金	874
繰延税金資産	383	その他	668
その他	6,031	**固定負債**	**28,534**
固定資産	**81,377**	長期借入金	16,922
有形固定資産	**54,941**	リース債務	18
建物	5,396	繰延税金負債	1,035
構築物	757	再評価に係る繰延税金負債	6,811
機械及び装置	9,995	退職給付引当金	3,408
車両運搬具	24	環境対策引当金	218
工具、器具及び備品	72	その他	118
土地	38,276	**負債合計**	**55,658**
リース資産	23	（純資産の部）	
建設仮勘定	393	**株主資本**	**61,101**
無形固定資産	**141**	**資本金**	**34,896**
借地権	0	**資本剰余金**	**10,367**
ソフトウエア	136	資本準備金	9,876
その他	4	その他資本剰余金	491
投資その他の資産	**26,294**	**利益剰余金**	**18,781**
投資有価証券	7,177	利益準備金	453
関係会社株式	16,412	その他利益剰余金	18,327
出資金	27	圧縮記帳積立金	25
従業員に対する長期貸付金	93	別途積立金	9,000
関係会社長期貸付金	70	繰越利益剰余金	9,302
長期前払費用	96	**自己株式**	**△2,944**
前払年金費用	2,215	**評価・換算差額等**	**6,147**
その他	253	**その他有価証券評価差額金**	**463**
貸倒引当金	△51	**土地再評価差額金**	**5,683**
		純資産合計	**67,248**
資産合計	**122,907**	**負債純資産合計**	**122,907**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位　百万円）

科　　目	金	額
売　　上　　高		**64,630**
売　上　原　価		**54,677**
売　上　総　利　益		**9,952**
販売費及び一般管理費		**6,427**
営　業　利　益		**3,524**
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	689	
そ　の　他	315	1,005
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	278	
そ　の　他	110	389
経　常　利　益		**4,140**
特　別　利　益		
投資有価証券売却益	7	
関係会社株式売却益	3,202	3,209
特　別　損　失		
固定資産除却損	54	54
税引前当期純利益		**7,295**
法人税、住民税及び事業税	412	
法人税等調整額	△206	205
当　期　純　利　益		**7,090**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位　百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	34,896	9,876	491	10,367	453	30	9,000	3,145	12,629	△2,941	54,952
当期変動額											
剰余金の配当								△938	△938		△938
当期純利益								7,090	7,090		7,090
自己株式の取得										△3	△3
圧縮記帳積立金の取崩						△4		4	－		－
土地再評価差額金の取崩								0	0		0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△4	－	6,156	6,151	△3	6,148
当期末残高	34,896	9,876	491	10,367	453	25	9,000	9,302	18,781	△2,944	61,101

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,662	5,318	6,980	61,933
当期変動額				
剰余金の配当				△938
当期純利益				7,090
自己株式の取得				△3
圧縮記帳積立金の取崩				－
土地再評価差額金の取崩				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,198	365	△833	△833
当期変動額合計	△1,198	365	△833	5,315
当期末残高	463	5,683	6,147	67,248

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月19日

合同製鐵株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　藤田立雄　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　前川英樹　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、合同製鐵株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、合同製鐵株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月19日

合同製鐵株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　藤田立雄　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　前川英樹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、合同製鐵株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月26日

合同製鐵株式会社　監査役会

常任監査役(常勤)春　増　　守　㊞

監　査　役(常勤)上　地　秀　典　㊞

監査役(社外監査役)宇佐見　達　郎　㊞

監査役(社外監査役)幸　野　誠　司　㊞

監査役(社外監査役)森　脇　慶　司　㊞

以　上

MEMO

MEMO